



5. 都市計画税とは

都市計画税は、毎年1月1日現在で都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有する人に負担していただく目的税です。

市街化区域では、道路・公園などの都市施設の整備を行う都市計画事業、宅地の利用の増進を図るための土地区画整理事業が行われています。したがって、都市計画税はこれらの事業の施行に伴う、土地・家屋の利用価値の向上等の受益に着目して、その所有者に、事業の費用の一部を負担していただぐものです。

課 税 標 準 額	土地…固定資産税と同様に、住宅用地の課税標準の特例及び税負担の調整措置があります。詳しくは下記を参照して下さい。 家屋…固定資産税の課税標準となるべき価格です。
免 稅 点	固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税も課税されません。
税 率	都市計画税の税率は0.3%です。
納 税 の 方 法	固定資産税と一緒に納めていただきます。

(1) 土地の負担水準と負担調整措置

都市計画税については固定資産税と同様の税負担の引き下げ措置及び据置措置が適用されます。ただし、住宅用地の課税標準額の特例率は固定資産税の特例率と異なり、小規模住宅用地は3分の1、一般住宅用地は3分の2になります。また、市街化区域農地の課税標準額の上限も3分の2になります。

6. 不服申立てについて

(1) 審査申出

課税台帳及び補充課税台帳に登録されている価格(評価額)に不服がある場合は、久留米市固定資産評価審査委員会に文書をもって審査の申出をすることができます。ただし、地方税法に定めのある審査申出をすることのできない事項は除きます。用紙は市民文化部市民税課に備えています。期間は当該年度の4月1日(1日が土・日曜・祝日の場合は翌開庁日)から納税通知書の交付を受けた日後3か月までです。(郵送の場合は納税通知書の交付を受けた日後3か月までの消印のあるものまで有効です。)提出は市民税課までお願いします。(ただし土・日曜・祝日を除きます。)

また、審査委員会の決定取消しの裁判所への訴えは、決定通知の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(審査委員会委員長が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、審査の申出があった日から30日を経過してもその決定がないときは、審査の申出を却下する旨の決定があつたものとして、訴えを提起することができます。

(2) 審査請求

賦課{価格(評価額)以外の事項}に不服がある場合は、市長に対し審査請求をすることができます。期間は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内です。

また、この賦課についての処分取消しの裁判所への訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の3つに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ②処分、処分の執行または手続きの続行による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な事由があるとき

